

政令第二百八十九号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する

政令

内閣は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の施行に伴い、並びに同法附則第四十六条、子ども・子育て支援法（平成二十四年法律第六十五号）第七十一条の三第一項第六号及び第七十六条第一項、会計法（昭和二十二年法律第三十五号）第一条第一項、児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）第十九条、特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第九十九条第二項並びに内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第五十三条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

目次

第一章 関係政令の整備等（第一条―第十条）

第二章 経過措置（第十一条・第十二条）

附則

第一章 関係政令の整備等

(子ども・子育て支援法施行令の一部改正)

第一条 子ども・子育て支援法施行令(平成二十六年政令第二百十三号)の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「第六十八条第三項」を「第六十八条の二」に改める。

第四十三条を第四十四条とする。

第四十二条中「並びに第七十条第三項及び第四項」を「第七十条第三項及び第四項、第七十一条の五第三項第二号並びに第七十一条の六第二項第二号」に改め、同条を第四十三条とし、第四十一条の次に次の一条を加える。

(法第七十一条の三第一項第六号の政令で定める経費)

第四十二条 法第七十一条の三第一項第六号の政令で定める経費は、子ども・子育て支援特例公債等の発行及び償還に関する諸費とする。

(予算決算及び会計令の一部改正)

第二条 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第百六十五号)の一部を次のように改正する。

附則第十条の二の次に次の一条を加える。

第十条の三 子ども・子育て支援法第七十一条の二十六第二項の規定により令和六年度から令和十年度までの各年度の翌年度の四月一日以後発行される公債に係る収入であつて当該各年度所属の歳入とされるものについては、第七条第一項本文の規定にかかわらず、日本銀行において当該各年度所属の歳入金として当該各年度の翌年度の六月三十日まで受け入れることができる。

(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令の一部改正)

第三条 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和三十年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第四十七号中「第六十八条第三項」を「第六十八条の二」に改める。

(児童手当法施行令の一部改正)

第四条 児童手当法施行令(昭和四十六年政令第二百八十一号)の一部を次のように改正する。

目次、第一章の章名及び第一条から第三条までを削る。

第四条第一項中「法第十七条第一項」を「児童手当法(以下「法」という。)第十七条第一項」に改め、同条を第一条とする。

第五条中「法第八条第四項に規定する支払期月の前月に、それぞれ当該」を「毎年度、次の各号に掲げる月に当該各号に定める」に改め、同条に次の各号を加える。

一 四月 四月及び六月

二 七月 八月及び十月

三 十一月 十二月及び二月

第五条を第二条とし、第六条を第三条とする。

第二章及び第三章を削る。

(沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令の一部改正)

第五条 沖繩の復帰に伴う厚生省関係法令の適用の特別措置等に関する政令(昭和四十七年政令第百八号)の一部を次のように改正する。

第三十七条を次のように改める。

第三十七条 削除

(特別会計に関する法律施行令の一部改正)

第六条 特別会計に関する法律施行令（平成十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第五十六条の二第一項第一号ハ中「第六十八条第三項」を「第六十八条の二」に改め、同号ニ中「第十条第一項」の下に「及び第百十八条の三第一項」を、「積立金の管理」の下に「、法第百十八条の三第二項の規定による一般会計への繰入れ、子ども・子育て支援法附則第二十八条の規定により読み替えて適用する同法第七十一条の二十六第一項の規定により発行する公債に係る収入の受入れ」を加える。

（平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童手当法施行令の臨時特例に関する政令の廃止）

第七条 平成二十二年四月以降において発生が確認された口蹄疫に起因して生じた事態に対処するための手当金等についての児童手当法施行令の臨時特例に関する政令（平成二十四年政令第四百十九号）は、廃止する。

（国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正）

第八条 次に掲げる政令の規定中「（同法附則第二条第四項において準用する場合を含む。）」を削る。

一 国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律に基づく子の住所等及び社会的背

景に関する情報の提供の求めに関する政令（平成二十六年政令第十一号）第一条第九号

二 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令

第百五十五号）第十八条の二第一項第十号

（地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令の一部改正）

第九条 地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める

政令（令和四年政令第一号）の一部を次のように改正する。

第一号中「又は特例給付（同法附則第二条第一項に規定する給付をいう。）」を削る。

（こども家庭庁組織令の一部改正）

第十条 こども家庭庁組織令（令和五年政令第百二十五号）の一部を次のように改正する。

第十五条第一号中「及び同法附則第二条第一項の給付」を削る。

附則に次の一項を加える。

(成育局成育環境課の所掌事務の特例)

3 成育局成育環境課は、第十五条各号に掲げる事務のほか、当分の間、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付に関する事務をつかさどる。

第二章 経過措置

(生活保護法の一部改正に伴う経過措置)

第十一条 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行前に行われた特例給付（改正法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付をいう。以下同じ。）の支給及び改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例により改正法の施行後に行われる特例給付の支給に関する情報については、改正法附則第二十三条の規定による改正前の生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）別表第一の三の項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、こ

の条の前段の規定によりなお効力を有することとされた同表の三の項第二号中「同法」とあるのは、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）第十二条の規定による改正前の児童手当法」とする。

（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第十二条 市町村長等（市町村長、特別区の区長及び児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者をいう。附則第二項において同じ。）が改正法附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる特例給付の支給に関する事務（附則第二項において「旧特例給付事務」という。）を行う場合における改正法附則第三十五条の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第九条及び別表八十一の項の規定の適用については、同項の下欄中「児童手当の」とあるのは、「児童手当又は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付の」とする。

附 則

(施行期日)

1 この政令は、令和六年十月一日から施行する。

(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

2 市町村長等が旧特例給付事務を行う場合における第八条(第二号に係る部分に限る。)の規定による改正後の行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令第十八条の二第一項(第十号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「第二十八条」とあるのは、「第二十八条(子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和六年法律第四十七号)第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第四項において準用する場合を含む。)」とする。

理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴い、子ども・子育て支援法施行令その他の関係政令の規定の整備等を行うとともに、児童手当法に規定する特例給付の廃止に関し所要の経過措置を定める必要があるからである。